

平成 2 8 年度

第 2 回 石狩市介護保険事業運営推進協議会 資料

★日 時 平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日（金）
午後 6 時 0 0 分～

★会 場 石狩市総合保健福祉センターりんくる 3 階 視聴覚室

目 次

（１）石狩市介護予防・日常生活支援総合事業について

- ① 石狩市介護予防・日常生活支援総合事業の概要について P1～P6
- ② 訪問型サービス、通所型サービスの基準・単価（案）及び
介護予防ケアマネジメントのプロセスと類型・単価（案）について . . . P7～P10

（２）石狩市地域密着型サービス事業について

- ① 地域密着型サービス事業所の廃止・開始予定について P11
- ② 地域密着型サービス事業所の公募について P12

■石狩市介護予防・日常生活支援総合事業について

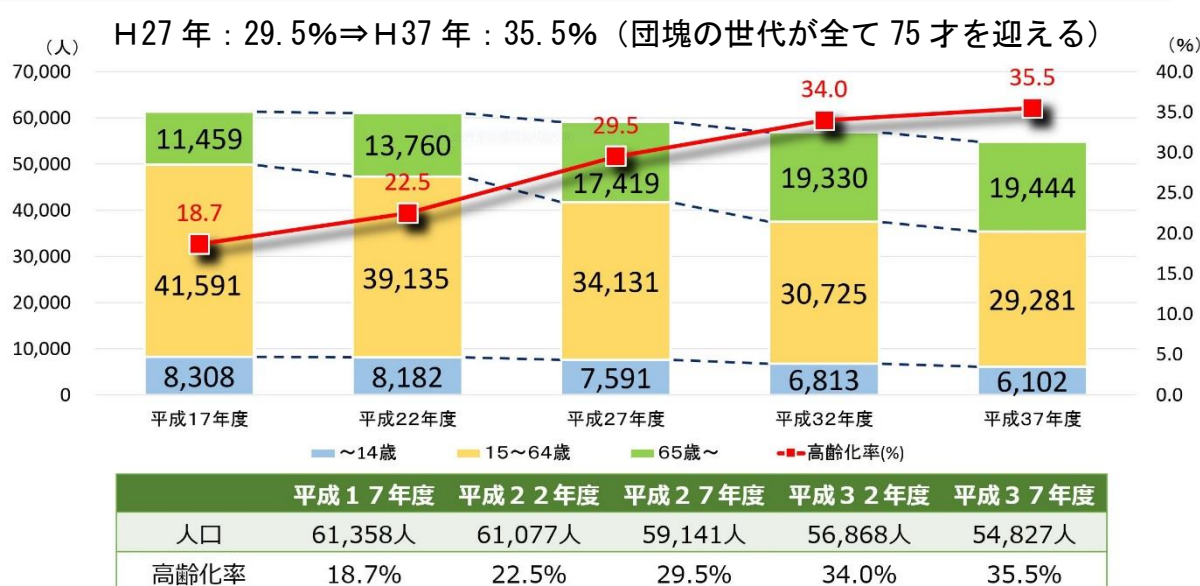
①石狩市介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

1 介護予防・日常生活支援総合事業実施の背景

本市の高齢化率は年々上昇し続けており、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、特に、介護リスクが高まる75歳以上の後期高齢者、認知症高齢者の増加が推測されています。それに伴い、医療・介護ニーズが増大するとともに、日常の暮らしの中のちょっとした支援が必要な方も増えていきます。

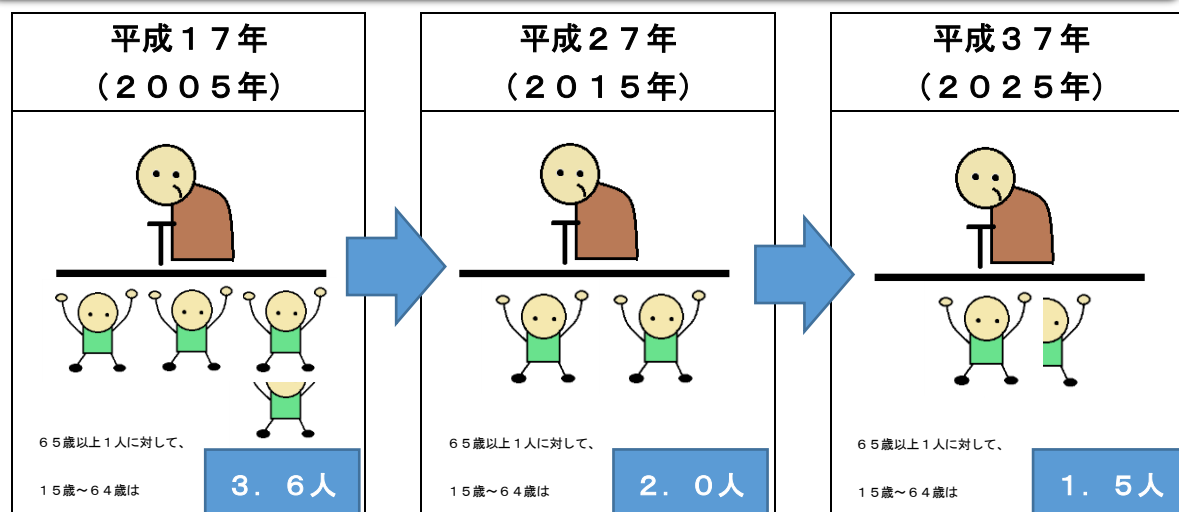
一方、人口比率で見ても、高齢者を支える側の人数はますます減り続けます。この人口減少社会においては、これまでと同様の担い手では不足が生じることは明らかです。

石狩市の人口と高齢化率の推移・将来推移



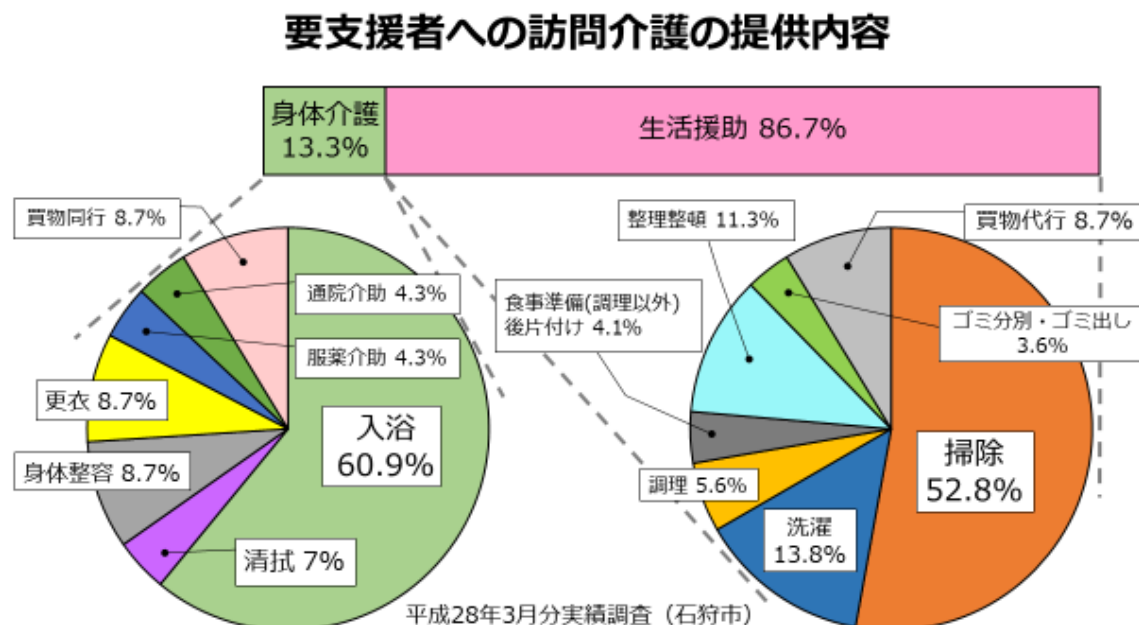
平成32及び37年度は国立社会保障・人口問題研究所推計

石狩市の人口構成比率の変化



2 介護予防・日常生活支援総合事業実施の目的

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の開始に当たり、石狩市における要支援者への訪問介護の提供内容について調査した結果、生活援助の割合が多く、掃除・洗濯や調理といった項目が大半を占めていることがわかりました。



今後増加が見込まれる介護ニーズと介護人材の不足に備え、介護の専門職はより中重度の方のケアへシフトし、日常の暮らしの中のちょっとした支援が必要な方には、早期離職されている方やお元気な高齢者等の介護専門職以外の担い手の拡大を進める必要があります。総合事業の実施により多様な主体によるサービス提供を可能とし、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援を目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

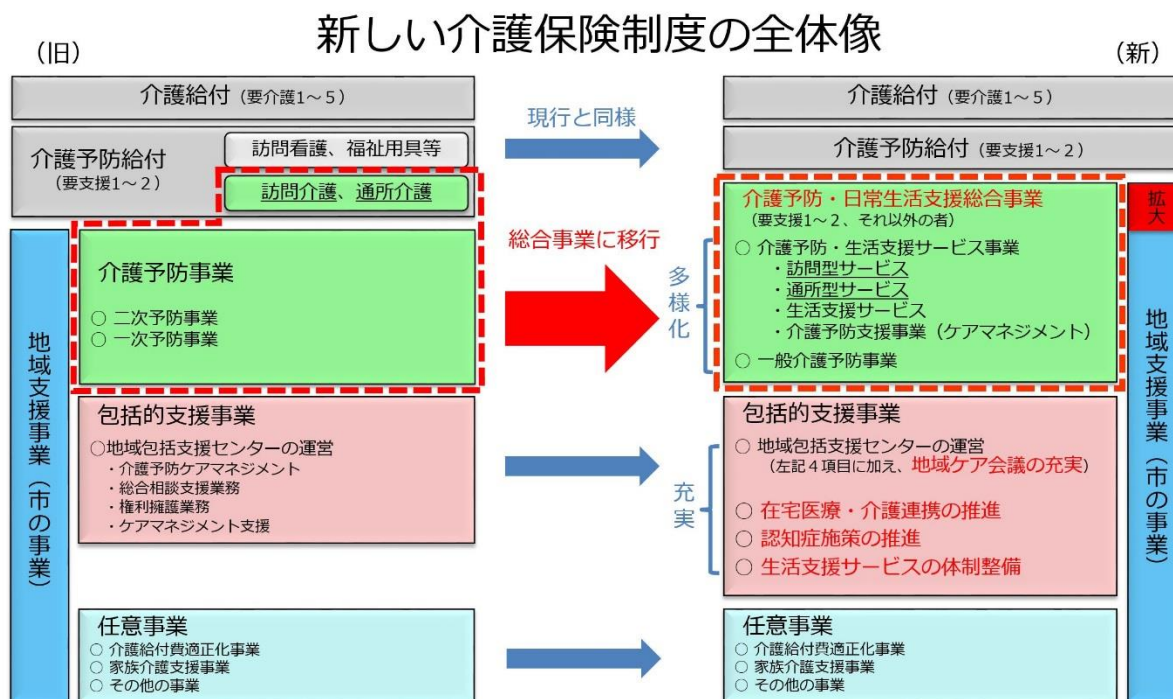
高齢者（特に後期高齢者）人口の増加と介護人材不足に対応



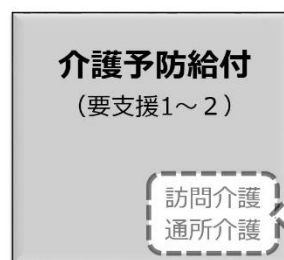
3 介護保険制度改正の全体像

介護保険制度は、全国一律の基準・単価で実施する介護給付（要介護1～5）、介護予防給付（要支援1～2）と市町村が実施する地域支援事業から構成されます。平成27年4月の制度改正では、介護予防給付の訪問介護と通所介護が介護予防給付から抜けて、介護予防事業（二次予防事業、一次予防事業）と合わせて再編され、「介護予防・日常生活支援総合事業」となりました。

総合事業は、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業から構成され、各市町村が地域の実情に合わせ、基準・単価等を独自に定めてサービスを構築することになりました。



これまでの訪問介護、
通所介護(要支援)の
枠組みはどう変わる？



総合事業（地域支援事業）

○ 介護予防・生活支援サービス事業

① 現行どおり

専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供（介護予防給付と同様の基準・単価）

多様なサービス

② 緩和した基準によるサービス (A)

人員等の基準を緩和し、新たな担い手の確保

③ 住民主体による支援 (B)

ボランティア、有償ボランティアなどによる住民主体の助け合い

④ 短期集中予防サービス (C)

保健・医療の専門職等による集中的なケア

○ 一般介護予防事業

4 石狩市の総合事業における訪問型・通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの構成

石狩市の総合事業は平成29年4月から開始となります。訪問型サービス及び通所型サービスの構成は、国が示すガイドラインを参考に石狩市の実情に合わせて設定しますが、開始初年度においては、国ガイドラインの「現行どおり」である訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、及び「基準緩和型」である訪問型サービスAと通所型サービスA（単独型）から開始し、その他については準備が出来次第設定します。

石狩市総合事業開始時の訪問型サービス及び通所型サービスの設定

国ガイドライン	石狩市総合事業	具体的なイメージ
現行どおり	訪問介護相当サービス 通所介護相当サービス	現在の訪問・通所介護事業所（みなし指定）がサービスを提供 （介護予防給付と同様の基準・単価）
基準緩和型（A類型）	訪問型サービスA 通所型サービスA（単独型）	緩和基準に合致した人材を（原則）雇用し、生活支援サービスを提供 ※単価は市が決定 緩和基準通所型サービス（ミニデイサービス）を提供 ※単価は市が決定
住民主体型（B類型）	開始年度は設定せず	
短期集中型（C類型）	開始年度は設定せず	

（参考資料）国ガイドライン

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	③訪問型サービスB（住民主体による支援）	④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	⑤訪問型サービスD（移動支援）
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービスの考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

(1) 訪問型サービス・通所型サービス

石狩市の訪問型サービス・通所型サービスは、国が定める介護予防サービスと同様の基準・単価で実施する「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」と、一部基準を緩和し、単価を低く設定した「訪問型サービスA」「通所型サービスA（単独型）」を実施します。訪問型サービス、通所型サービスの概要はそれぞれ以下のとおりとなります。

石狩市の訪問型サービス

種 別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA（一体型）
基 準	予防給付の基準	人員配置を一部緩和
対象者 (イメージ)	要支援認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）	
	○既に予防訪問介護を利用し継続が必要○認知機能低下、精神・知的障がい等○退院直後○疾病による息切れ等により日常生活に支障○ストーマケア等（主に身体介護、見守りが必要）	「現行相当の対象者」以外のもの ※状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進
提供者	指定訪問介護事業所	指定訪問介護事業所
内 容	身体介護、生活援助	生活援助のみ
手続き	①定款変更 ②市に申請 みなし指定有：申請不要 みなし指定無：申請必要	①定款変更 ②市に申請

石狩市の通所型サービス

種 別	通所介護相当サービス	通所型サービスA（単独型）
基 準	予防給付の基準	人員配置・設備を緩和
対象者 (イメージ)	要支援認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）	
	○既に予防通所介護を利用し、継続が必要 ○「多様なサービス」の利用が難しい、あるいは不適切 ○通所により専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる ○疾病や運動機能低下等により閉じこもり傾向がある等	○外出頻度が少ない方に交流機会を提供することで介護予防につながる ○日常生活自立度 J 2（隣近所へなら外出する）～A 1（屋内での生活は概ね自立しているが、外出には介助が必要）程度の方
提供者	指定通所介護事業所	民間企業・NPO等、指定通所介護事業所
内 容	介護予防通所介護と同様	軽運動や趣味活動など介護予防につながるもの
手続き	①定款変更 ②市に申請 みなし指定有：申請不要 みなし指定無：申請必要	①定款変更（必要時） ②市に申請

（２）介護予防ケアマネジメント

総合事業の介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態に置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

石狩市では、介護予防ケアマネジメントとしてケアマネジメントAとケアマネジメントBを設定します。なお、介護予防ケアマネジメントの実施は、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への委託も可能とします。

介護予防ケアマネジメント類型と具体例

（サービス提供開始の翌月から3ヶ月を1クールとした時の考え方）

	利用するサービス		サービス提供開始月【1月】	【2月】	【3月】	【4月】
指定介護 予防支援	予防給付が含まれている場合 （訪問看護、通所リハ、福祉用具貸与など）	サービス担当者会議	○	なし	なし	○
		モニタリング等	－	給付管理	給付管理	訪問・給付管理
ケアマネジメント A	総合事業のサービスののみを利用し、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを含む場合	サービス担当者会議	同上			
		モニタリング等				
ケアマネジメント B	総合事業のサービスののみを利用し、訪問型サービスA、通所型サービスAの一方、もしくは両方ののみを利用する場合	サービス担当者会議	新規・初回のみ	なし（必要時実施）		
		モニタリング等	－	訪問必要時（概ね6ヶ月に1回程度） 給付管理（指定事業者のサービス利用時）		

※更新時に、契約・重要事項説明が必要となります。（新規はサービス利用前日まで）

②訪問型サービス、通所型サービスの基準・単価（案）及び介護予防ケアマネジメントのプロセスと類型・単価（案）について

石狩市訪問型サービスの基準・単価（案）

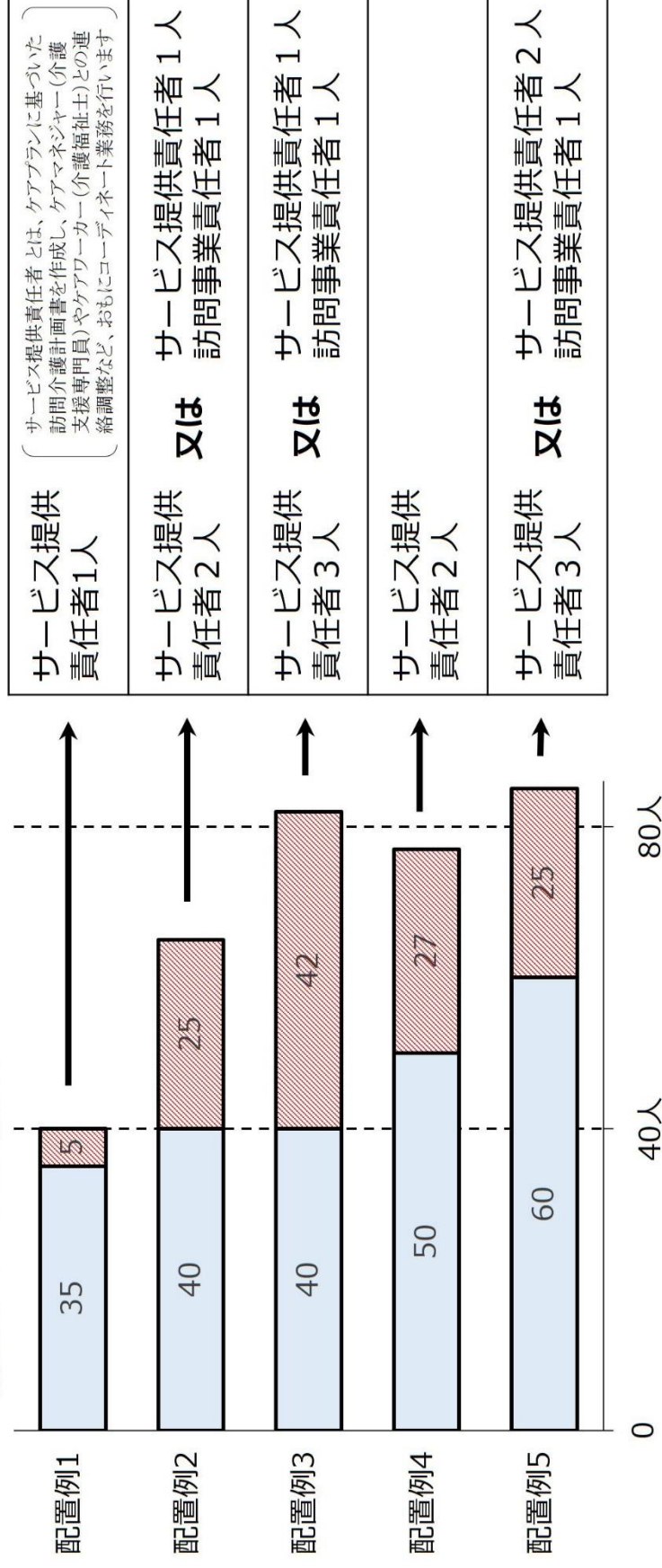
(参考) 国が定める基準 介護予防訪問介護 ヘルパー		石狩市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）	
		石狩市訪問介護相当サービス	石狩市訪問型サービスA
基準	人 員	・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、同一事業所内の他の職務、同一敷地内の他の職務、同一事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能	・管理者※1 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、または石狩市訪問型サービスA従事者研修修了者】 ・訪問事業責任者※2 従事者のうち必要数 【資格要件：従事者に同じ】 ※1 支障が無い場合、同一事業所内の他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 訪問事業責任者を配置しない場合は、サービス提供責任者がこれに代わることができる 〔注〕訪問介護、石狩市訪問介護相当サービスと一体的に提供する場合 要介護者と石狩市訪問介護相当サービス利用者を含めた数で介護給付の基準を満たすこと 〔注〕訪問介護、石狩市訪問介護相当サービスと一体的に提供する場合 ・訪問介護員は要介護者と石狩市訪問介護相当サービス利用者を含めた数で介護給付の基準を満たすこと ・訪問事業責任者を配置する場合は、サービス提供責任者の員数を減じることができるときがある（※3 次ページ「訪問事業責任者配置例」参照）
	設 備	・同左（現行基準と同様）	・同左
	運 営 等	・同左（現行基準と同様）	・訪問介護計画作成は省略する ・その他は、現行基準と同様
	単 価	・同左（現行単価と同様） 週1回:月11,680円 週2回:月23,350円 週2回を超える:月37,040円 初回加算:2,000円	週1回:月 9,350円 週2回:月 18,700円 週2回を超える:月29,650円 初回加算 2,000円 ※事業所と同じ建物に居住する利用者やそれ以外の同じ建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は1割減算

自己負担：1割（一定以上の所得者は2割）

自己負担：1割（一定以上の所得者は2割）

※3 石狩市訪問型サービスAの訪問事業責任者の配置例

- 要介護者・訪問介護相当サービス利用者
 ■ 訪問型サービスA利用者



石狩市通所型サービスの基準・単価（案）

(参考) 国が定める基準 介護予防通所介護 サービス		石狩市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）	
		石狩市通所型サービスA（単独型）	
基 準	人 員	・同左（現行基準と同様） 【注】通所介護と一体的に提供する場合は、要介護者と石狩市通所介護相当サービス利用者を合わせた数で介護給付の基準を満たすこと	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 専従2以上 【資格要件：3人以上のうち1人は介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等】 【※支障が無い場合、同一事業所内の他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能】
	設 備	・同左（現行基準と同様）	・サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・サービス提供に必要な設備、備品
単 価	運 営 等	・同左（現行基準と同様）	・通所介護計画作成は省略 ・その他は現行基準と同様とし、以下を追加する ・管理者の責務 利用定員 6～13人 ・開設頻度 週1回以上 ・提供時間 4時間以上（昼食の時間帯を設定する） ・その他 食事提供ができる、利用者送迎ができる体制がある
	単 価	・週1回：月16,470円 （要支援Ⅰ・Ⅱ・事業対象者） ・週2回：月33,770円（要支援Ⅱ） ※上記以外の加算や減算等、現行単価と同様	・週1回：月13,200円（要支援Ⅰ・Ⅱ・事業対象者） ・週2回：月27,000円（要支援Ⅱ） ・初回加算 2,000円 ※事業所と同じ建物に居住する者または同じ建物から石狩市通所型サービスを行う場合は、週1回利用の場合は3,000円、週2回利用の場合は6,000円減算

自己負担：1割（一定以上の所得者は2割）

自己負担：1割（一定以上の所得者は2割）

介護予防ケアマネジメントのプロセスと類型・単価（案）

		(参考) 国が定める基準 介護予防支援	石狩市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント）	
			ケアマネジメントA	ケアマネジメントB
プ ロ セ ス	アセスメント	○	○	○
	ケアプラン原案作成	○	○	○
	サービス担当者会議	○	○	新規・初回必須（その後は必要時）
	利用者への説明・同意	○	○	○
	ケアプランの確定・交付	○	○	○
	モニタリング	○	○	必要時（概ね6ヶ月に1回程度）
利用サービス		介護予防サービス	総合事業のサービスのみを利用し、現行相当サービス を利用せず、訪問介護相当サービスA・通所型サービス Aの一方、もしくは両方を利用する場合	
単 価		4,300円（＋初回加算3,000円）	同左（現行単価と同様）	新規初回：4,300円（＋初回加算3,000円） 次回以降：3,250円

自己負担はありません

自己負担はありません

■石狩市地域密着型サービス事業について

① 地域密着型サービス事業所の廃止・開始予定について

■地域密着型サービス事業所の廃止・開始予定について

(1) 廃止事業所

- ・法人名 医療法人喬成会
- ・サービス名 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・事業所名 グループホーム延齡草（1ユニット）
- ・廃止日 平成29年3月31日

(2) 開設予定事業所

- ・法人名 医療法人喬成会
- ・サービス名 看護小規模多機能型居宅介護
- ・事業所名 未定
- ・開設予定日 平成29年6月1日（予定）

(3) 廃止及び開設理由等について

地域で増加傾向にある在宅（自宅）での看取りや高齢社会における在宅での家族看護（介護）負担の軽減を考え、医療ニーズの高い利用者の短期入所や日中の通所、在宅訪問で地域のニーズに応えていきたいという考えからグループホームを廃止し、新たに看護小規模多機能型居宅介護を開設する予定となっております。なお、グループホームに入所していた方については、ご家族に説明し、同法人の介護老人保健施設（認知症棟）へ入居することとなっています。

また、看護小規模多機能型居宅介護については、地域密着型サービス事業所となることから事業所の指定・指導については、石狩市が所管となります。

②地域密着型サービス事業所の公募について

■地域密着型サービス事業所の公募について

グループホーム1ユニットが平成29年3月31日に廃止となることから、平成29年度中に開始できる事業者の公募を下記のとおり行いたいと考えております。

なお、現在の石狩圏域（旧石狩市）においてグループホームの待機者数は11月1日現在で9名となっております。

（1）公募する地域密着型サービス事業の内容

- ・サービスの種類：（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・日常生活圏域：石狩圏域（旧石狩市）
- ・ユニット数・登録定員：1ユニット、9名

（2）周知方法

- ・石狩市ホームページへの掲載
- ・あいボード掲載
- ・市内地域密着型サービス事業所を運営している法人への通知

（3）スケジュール

- ・12月中旬～1月中旬 応募受付期間
- ・1月下旬 書類審査
- ・2月上旬 面接、事業の決定
- ・2月中～下旬 結果通知
- ・2月下旬～ 指定申請書類の協議
- ・平成29年度中 供用開始